

家畜衛生だより

R5-19 R5年9月発行

置賜家畜保健衛生所
置賜家畜衛生指導協会
〒999-2232 南陽市三間通444
TEL 0238-43-3217
FAX 0238-43-5249

飼育動物診療施設の管理者の皆様 見逃されがちな順守事項です

例年実施している飼育動物診療施設の立入検査において、多く見られた指導事項をまとめました。次回の立入検査時にもチェックすることとなりますので本書を活用し、ご対応をお願いいたします。

毒劇薬の区分・貯蔵について(薬機法)

○ 他の医薬品と区分したうえで保管していますか？ 薬機法第48条

- ・ 毒劇薬は他の物と区分し、毒薬については、さらに人目につかない場所に施錠して貯蔵されていなければならないとされています。(罰則あり)
- ・ 他の医薬品類を混在させないようお願いします。

補足：麻薬は他の医薬品と一緒に入れることはできません。
鍵のかかる麻薬専用の保管庫に保管してください。
(麻薬及び向精神薬取締法第33条、34条)

鍵を
かける



エックス線装置について(獣医師法、獣医療法)

○ 注意事項の掲示はしていますか？ 獣医療法施行規則第9条

- ・ 放射線障害の防止を図るため、以下のような注意事項を掲示する必要があります。
- ・ エックス線診療室付近の、よく見えるところに掲示してください。

【具体例】

エックス線診療従事者に対する注意事項

- ・ 被ばく防止のための防護具を着用すること
- ・ 操作は最少人数で行うこと
- ・ 放射線測定用具を装着すること
- ・ その他被ばくの低減に努めること
- ・ 事故発生時の応急措置及び緊急連絡先
- ・ エックス線使用記録簿への記入を行うこと

飼育者(一時立入者等)への注意

- ・ 妊娠している可能性のある方はお申し出ください
- ・ 係員の指示があるまで立ち入らないでください
- ・ 係員の指示に従ってください
- ・ 不明な点があればおたずねください

○ 定期検査はしていますか？ 獣医療法施行規則第17条

- ・ 放射線診療従事者の被ばくを防止する観点から、エックス線装置について定期的な検査を行い、その結果に関する記録を5年間保存することが義務づけられています。
- ・ 定期的検査は、目安として少なくとも3年に1回実施するようにしましょう。
- ・ 検査内容例：エックス線装置各部位の動作状態、油漏れの有無、フィルム現像装置の動作状態等
- ・ 検査は専門機関等に委託して実施してください。

獣医師の変更等の届出について(獣医療法)

獣医療法第3条、獣医療法施行規則第1条

○ 下記枠内の事項に変更があった場合、家畜保健衛生所に変更届を提出してください。

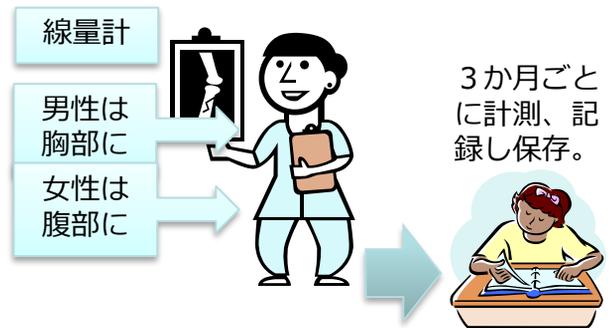
- ① 管理者、管理者の住所 ② 診療業務を行う獣医師 ③ 獣医師の氏名
- ④ 開設者の氏名及び住所 ⑤ 診療施設の名称 ⑥ 診療施設の構造設備等
- ⑦ エックス線装置に関する事項 ⑧ 診療業務の種類 ⑨ 法人の場合、定款又は寄付行為

- ・ 変更から10日以内に、飼育動物診療施設変更届出書及び必要な添付書類を提出してください。遅れた場合、遅延理由書を添付してください。
- ・ 届出様式については当所までご連絡ください。

放射線診療従事者の線量当量の記録、研修の実施について(獣医療法)

○ 線量当量の記録及び保存を確実に実施していますか？ 獣医療法施行規則第15条

- ・ 線量計を放射線診療従事者に着用させ、線量当量を測定しましょう。
- ・ 測定したら3か月ごとに計測し記録します。
記録内容は、実行線量と組織別の等価線量です。
- ・ 記録簿の保存期間は5年間です。



○ 診療従事者の教育訓練及び研修を実施していますか？ 獣医療法施行規則第16条

- ・ 放射線診療従事者に対し、下記の事項についての研修を年1回実施しましょう。
 - (1) 放射線の人体に与える影響
 - (2) 放射線診療装置等の安全な取扱い
 - (3) 放射線診療装置等による放射線障害の防止に関する法令
 - (4) 放射線障害の予防に関する規定
- ・ 管理者は、下記の事項を帳簿に記載し、5年間保存することとなっています。
 - (1) 実施年月日
 - (2) 参加者氏名